

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第9号

瀬戸市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成25年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第7.2条第1項</u> 及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づく審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第7.7条第1項</u> 及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づく審議会として設置する瀬戸市子ども・子育て会議について、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。